

定 款 施 行 細 則

第1章 会員

(正会員・名誉会員)

第1条 定款第6条第1項に規定する正会員および名誉会員は、一般社団法人日本作業療法士協会に所属するものとする。

(入会等の手続き)

第2条 入会、休会、退会、復会および異動の手続きは、本法人所定の用紙をもつて会長に提出する。

(会員資格の喪失)

第3条 本法人定款第12条に規定するほかに、一般社団法人日本作業療法士協会の会員資格を失ったときは、本法人の会員たる資格を喪失する。

(休会)

第4条 会員の届け出により理事会の承認を得て期間を定め、休会する事ができる。休会中の会員からは会費を徴収しない。休会中は本会から連絡は行わない。

(復会)

第5条 休会事由が消滅した場合は、本法人へ復会届を提出する。

第2章 代議員および代議員総会

(代議員)

第6条 本法人の運営に関する重要な事項の審議等を行うため、本法人に代議員を置く。

- 2 代議員は、正会員による選挙によって選出する。代議員の選出方法は、別に定める代議員選出規程によるものとする。
- 3 代議員の任期は選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとし、重任を妨げない。
- 4 本法人所定の代議員関連各書式は、別紙のとおりとする。
- 5 代議員の定数は、代議員選挙の年の1月1日現在の正会員数を基準に算定し理事会で決定する。

(医療圏ブロック)

第7条 代議員を選出する医療圏ブロックは、以下の9つとする。

- (1) 水戸医療圏
- (2) 常陸太田・ひたちなか医療圏
- (3) 日立医療圏
- (4) 鹿行医療圏
- (5) つくば医療圏
- (6) 土浦医療圏
- (7) 取手・竜ヶ崎医療圏
- (8) 筑西・下妻医療圏
- (9) 古河・坂東医療圏

2 医療圏ブロックは、県内に在る事業所の所在地を原則とする。複数の事業所に所属する会員の場合は、主たる勤務先事業所所在地の医療圏ブロックとし、自宅会員については、住所地の医療圏ブロックとする。

(代議員総会)

第8条 代議員総会の運営に関する事項は、別途規程により定める。

第3章 理事および監事

(職務権限)

第9条 理事は、会務をそれぞれ担当し円滑な運営に努める。

- 2 理事のうち、会長1名を代表理事とする。また副会長2名、常任理事8名以内とし、業務執行理事とする。
- 3 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 副会長は、2名を理事の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。
- 5 常任理事は、8名以内を理事の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。
- 6 業務執行理事は、会長とともに常任理事会を構成し、理事会より付託された次の会務を執行する。また、その経緯と結果を直近の理事会に報告しなければならない。
 - (1) 理事会への提出議題の調整と理事会への報告
 - (2) 緊急を要する案件の処理
 - (3) その他、常任理事会への付託が妥当であると理事会が決議した事項
- 7 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会務の運営

(運営機関)

第10条 会長は、会務の運営のため局および部、委員会を設置する。

(局長)

第11条 局長は、理事会の承認を得て会長が任命し、局員は局長が選任し会長が委嘱する。

(部長)

第12条 部長は、理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長が選任し会長が委嘱する。

(委員長)

第13条 委員長は、理事会の承認を得て会長が任命し、委員は委員長が選任し会長が委嘱する。

(局長・部長・委員長の職務)

第14条 局長、部長および委員長は、会務を分担し管理運営する。

(選任の通知)

第15条 会長は、選任後60日以内に局長および各部長、委員長を正会員に通知しなければならない。

第5章 庶務および会計

(事務局の具備)

第16条 事務局には、常に次に掲げる帳簿および書類を具備しなければならない。なお、各書類等は10年間事務局に据え置くものとする。

- (1) 定款および定款施行細則
- (2) 会員名簿および会員異動に関する書類
- (3) 理事および監事の履歴書
- (4) 許可、認可等および登記に関する書類
- (5) 定款に定める会議の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿および書類

(入会金および年会費)

第17条 本法人の正会員入会金は10,000円とし、年会費は年額6,000円（入会初年度8,000円）とする。

(納付期限)

第18条 本法人の入会金は入会手続き後、速やかに完納する。

2 年会費は原則として毎年6月30日までに完納する。

(収支決算書および収支予算書)

第19条 収支決算書および収支予算書は、定時代議員総会の総会資料として、全代議員に配布するものとする。

第6章 選挙の管理

(選挙管理委員会)

第20条 本法人に選挙管理委員会を置く。

(職務)

第21条 選挙管理委員会は、理事・監事の役員選挙と代議員選挙を執り行う。

2 選挙についての細目は、別途規程により定める。

(選挙管理委員)

第22条 選挙管理委員は正会員の中から3名を理事会において選任し、その中から委員長を互選する。

2 本法人の理事および選挙立候補者は選挙管理委員になることができない。

3 選挙管理委員が立候補するとき、および役員に就任したときは、委員を辞任する。理事会は別の選挙管理委員を選任し、任期は前任者の残任期間とする。

(任期)

第23条 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。委員に欠員が生じたときは補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第7章 表彰

(表彰規定)

第24条 表彰されるものは、本法人の活動、学術研究、その他の社会的に著しく貢献のあったもの、および長年にわたり作業療法業務に携わったもの、あるいは活動に寄与したものに対する。

(表彰の種目)

第25条 表彰は次の通りとする。

- (1) 功績賞は50歳以上で20年以上本法人正会員として在籍し、作業療法に従事していたもの。あるいはこれに相当するもの。
- (2) 功労賞は40歳以上で、10年以上にわたり本法人活動に貢献したもの。あるいはこれに相当するもの。
- (3) 学術賞は学術、研究面で著しく功績のあったもの。
- (4) 学会賞は本法人学会発表演題において優秀なもの。

(表彰受賞者の決定)

第28条 表彰候補者、表彰受賞者は次の通り決定する。

- (1) 功績賞、功労賞、学術賞における表彰候補者は、表彰委員会で対象者を調査・検討の上、理事会に報告し、理事会が表彰受賞者を決定する。
- (2) 学会賞における表彰候補者は、学会実行委員会が選定し理事会に報告し、理事会が表彰受賞者を決定する。

(表彰)

第29条 表彰は賞状の授与をもって原則とする。

第8章 改廃

(細則の改廃)

第30条 本定款施行細則の改廃は、理事会で協議し、代議員総会の承認を得なければならない。

附 則

1 本細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則は、平成27年5月24日から施行する。

附 則

1 本細則は、平成28年6月5日から施行する。

附 則

1 本細則は、平成30年6月3日から施行する。

附 則

1 本細則は、令和4年1月1日から施行する。

ただし、第17条・第18条の改正は、令和3年6月6日から施行する。